

平成 2 3 年

赤平市議会第1回定例会会議録（第3日）

3月11日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 0時12分 散 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
4. 若山武信 議員
5. 太田常美 議員
6. 宍戸 忠 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			について 2. 住宅リフォーム制度 について 3. 公契約条例について 4. 有害鳥獣問題につ いて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美知 君
2番 若山 武信 君
3番 谷田部 芳征 君
4番 宍戸 忠 君
5番 太田 常美 君
6番 北 市 勲 君
7番 林 喜代子 君
8番 植村 真美 君
9番 鎌田 恒彰 君
10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 高尾 弘明 君
教育委員会委員長 田口 敏弘 君
監 査 委 員 小椋 克己 君
選挙管理委員会
委 員 長 壽崎 光吉 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	2	若山 武信	1. 第5次赤平市総合計 画における人口減少 対策について 2. 市立赤平総合病院の 維持・存続について 3. 市職員の処遇回復に ついて 4. 民間空き住宅増加へ の対応について
5	5	太田 常美	1. 空き家対策について 2. エゾ鹿対策について
6	4	宍戸 忠	1. 国の2011年度国 家予算案と地方政治

農業委員会会長	野村 繁 君
副市長	浅水 忠男 君
総務課長	町田 秀一 君
企画財政課長	伊藤 寿雄 君
税務課長	吉村 春義 君
市民生活課長	栗山 滋之 君
社会福祉課長	伊藤 嘉悦 君
介護健康推進課長	斉藤 幸英 君
産業課長	菊島 美時 君
建設課長	熊谷 敦 君
上下水道課長	横岡 孝一 君
会計管理者	保田 隆二 君
消防長	中村 高庸 君
市立赤平総合病院 事務長	實吉 俊介 君
教育委員会 教育長	渡邊 敏雄 君
” 教育課長	相原 弘幸 君
監査事務局長	下村 信磁 君
選挙管理委員会 事務局長	町田 秀一 君
農業委員会 事務局長	菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会議務局長	大橋 一 君
” 総務議事 担当主幹	野呂 律子 君
” 総務議事 係長	渡邊 敏一 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番宍戸議員、6番北市議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序4、1、第5次赤平市総合計画における人口減少対策について、2、市立赤平総合病院の維持・存続について、3、市職員の処遇回復について、4、民間空き住宅増加への対応について、議席番号2番、若山議員。

○2番(若山武信君) [登壇] 通告に基づきまして、一般質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

冒頭に去る2月22日に発生しましたニュージーランド南部クライストチャーチ市の地震被災者にお見舞い申し上げますとともに、若くして語学や福祉活動を通し、国際貢献への夢を絶たれた日本人28人の死亡、または行方不明者に対しても哀悼の意を表すところでございます。

それでは、本題に入ります。大綱1、第5次赤平

市総合計画における人口減少対策についてであります。私が昨年の定例会で第5次赤平市総合計画の人口推移において減少率の見方が甘いのではとの質問をいたしました。答弁では総合計画によりそれなりの人口維持対策は立てていきますとのことでしたが、昨年平成22年11月の国勢調査では、速報値ではありますが、人口1万2,637人で前回と比べての減少率12.25%、世帯数は6,202世帯で減少率は9.95%でありました。第5次総合計画において平成30年度では1万238人となり、計画策定時の平成20年度での人口1万3,716人と比較すると減少率は25%となりますが、総合計画により15%にとどめ、1万1,600人を目標とするとしております。私も年々の人口減少に対し何かよい歯どめ策はないかと思っておりますが、人口を維持するには抜本的には対策が必要と思っております。私が考えております以下の何点かについてお伺いいたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

①、企業誘致対策についてであります。日本経済が長期低迷する中で、大手の一部企業は利益を上げておりますが、多くの中小企業は経営基盤が弱く、自転車操業を繰り返しているのが現状であると思っております。中にはみずから活路を見出し、海外に進出していく企業や海外資本に会社ごと技術を身売りする企業が出てくるなど、生き残り策は多岐にわたっております。企業の経営基盤が弱いと雇用の創出はあり得ません。当市においても雇用の創出がなければまちはますます疲弊してまいりますし、それに伴い人口の減少に拍車がかかるとお考えをいたします。私は、人口減少に歯どめをかけるのはこれからの企業誘致を成功させることでしかないと考えておりますし、行政もこれからは改めて企業誘致に本腰を入れて取り組むべきではないかと思っております。

当市の企業誘致政策において今まではそれなりの成果を上げてきていることは十分承知しているところでございますが、今後さらに人口増を図るには新しい雇用の場、若い人の職場確保にもっと投資するべきで、投資しても無駄にはならないと思ってお

ります。今までにも現存の企業、会社には人材を育成し、活力を与えるために、また地域経済発展のため産炭地基金等の活用を含め、各種助成措置がとられてまいりました。現存企業の育成は当然のことではありますが、とともに企業誘致の成功は第5次総合計画における人口減少対策への大きな柱になると思っております。現に誘致企業の中には当市の知名度アップに貢献するとともに、事業拡大においても将来性を持った有望な企業に成長している例もあるわけでありまして。そこで、お尋ねいたしますが、現在当市の管轄下にある赤平第1工業団地、第2工業団地、宮下町にある豊里工業団地、その他の土地、箇所にはどれだけの企業の立地スペースが残っているのか。また、倒産した会社などの土地も含めて対応できる箇所がどれだけあるのか。あるとするならばそれらの再活用についてどう考えているのか伺いたしたいと思います。

誘致企業の入り込むスペースがないということであれば、私は駅裏の土地に注目しております。駅裏開発は、現在のところ頓挫しておりますが、さきの定例会において日本一のズリ山階段と駅裏の土地利用についての私の質問に対しても駅裏開発については今後考えていかなければならないとの答弁をいただいております。総合計画も3年目を迎えておりますので、既に内部検討がされていることとは思いますが、この広い土地の活用について将来への構想があればあわせて伺いたしたいと思います。

私は、今後就労人口をふやすためには企業誘致の条件として無償で土地を提供してもよいのではと考えております。一定期間を設けるなど制約や条件をつけることはやぶさかではありません。当市の将来を考えたときに、一定程度の投資、財政的支出はやむを得ないのではないのでしょうか。損して得をとることで先の展望が見えてくることではないのでしょうか。私の信条も常に損して得とれであります。平成19年に始まったリーマンショックは、世界じゅうを席卷しましたが、以来その後遺症も少しずつ回復してきており、当市が高速道路から近いという利便性

を考えると将来的に企業誘致の可能性は十分にあると思われまして。ちなみに、現存企業の育成やそれらに対する助成は雇用を安定させ、従業員が安心して定年を迎えることができることであり、企業誘致は人口を増加させ、そのことは財政面でも幅広く当市に貢献することとなります。これまでの税制優遇措置などの継続も功を奏することとは思いますが、究極の策として土地の無償提供という企業誘致への考え方について当市の見解を示していただければと存じます。

②、町なか住宅の推進についてであります。次に、誘致企業で当市に移住してきた働く人たちが住むところの確保であります。現在住友の福栄地区と茂尻の新春日町で公住の建てかえ工事が行われておりますが、これはあくまでも住みかえのための建築工事です。誘致企業の職場で働く人たちのために新しく公住を提供する必要があるのではないのでしょうか。これからの人口減少対策を考えたときに、利便性を備えた町なか住宅が最適と思われまして。働く人たちのためにも、お年寄りのためにも、またまちのにぎわいを形づくることも含めて必要なことではないのでしょうか。

平成23年度の予算編成の中で文化会館の解体工事が計画されておりますが、跡地利用を考えたときに新しい公住の候補地となるのではないのでしょうか。また、事業団宿舍の売却問題も条件の折り合いがつかず、買い取りはほごになったようではありますが、いずれ解体されることになるでしょう。将来的にはその跡地利用も期待するところではございません。そのほかに準町なか住宅の候補地として、赤間地区も対象になるのではないのでしょうか。この地区は住宅環境も悪く、近い将来建てかえも必要と思われまして。また、企業誘致による当市以外からの定住希望者には優遇措置を設け、格安で公住を提供することも目玉の一つにするべきであります。企業誘致と関連しての子育て世代の移住、定住を促す町なかの低家賃住宅構想など、これら人口をふやすための住宅政策について考え方があれば伺いたしたいと思います。

③、子育て支援対策について伺います。次に、働く人たちの環境整備、子育て支援についてであります。現在労働者を取り巻く就労環境は、終身雇用制から非正規雇用を中心とした労働力の使い捨て時代になってきており、また経済の低迷から低賃金を余儀なくされるなど労働者の条件整備が急がれるゆゆしき状況にあります。したがって、夫婦共稼ぎが当たり前になっており、そうしなければ生活が成り立たず、子育ても十分ではないようで、一人っ子がふえるのは当然のことのような感じがいたします。現在保育所において夕方職場で早く仕事が終わったどちらのお父さん、お母さんが子供たちを迎えに来ているのをよく目にしますが、もっと保育士さんの数をふやすなどして安心、安全のもとで子供たちを預けられ、みずからの職場では安心して仕事に専念できるような環境づくりがより必要になってきます。現在も少しずつ改善はされてきておりますが、これからはもっと予算額をふやすなど赤平の子育て支援を充実させ、地元はもちろん移住、定住者の若い人たちにもう一人産もうかという気持ちにさせるような政策を実現していただければと思います。子育て支援の現状と人口増加対策を踏まえた今後への支援のあり方について考え方があれば伺いたいと思います。

大綱2、市立赤平総合病院の維持、存続についてであります。①、健全化対策と繰入金について。当市の財政健全化計画の中で、市立赤平総合病院の健全化計画の推進は市長の命題でもあり、執念でもあると感じております。市長3期目への挑戦は、このことについての思いもあると思われ、まことに敬意を表するところでございます。病院事業会計は、診療病棟の多額の借金と医師不足からくる経営不振の積み重なり、さらには法定繰り入れ分の不足等により多額の不良債務を抱えて、重体となったところがあります。健全化計画が立てられ、病院事業会計の不良債務解消対策として、平成22年度では公立病院特別債償還金分、不良債務解消分、単年度赤字見込み補てん分、企業債償還金分、そして法定繰り入れ

分も含め約10億円が病院事業会計繰入金としての予算措置がとられました。引き続き23年度においても同じ内容にて10億2,772万円の予算措置が計画されております。市立病院の健全化計画が達成されることで当市の財政健全化計画も達成されるとの考え方に基づくものだと思いますが、財政事情に好転の兆しが出てきたときは他の各種事業とのバランスも考慮した予算編成でなければならないのではと思うところであります。23年度での予算措置は理解するとしても、今後に向け市立病院の経営健全化が進まないようなことが生じたときは一般会計から最優先で病院事業に多額の繰り入れを図っていくのかどうか、これからのための考え方を伺っておきたいと思っております。

2、医師確保対策の問題についてであります。医師確保については、行財政改革調査特別委員会において毎回論議となる古くて新しい課題でもあり、全く先の見えない難しい課題でもあります。しかし、医師確保問題は市立病院の経営安定の根幹であり、何としても解決しなければならない大きな課題であります。繰入金を入れて解決するのは根本的に違います。国は、医師数はふえつつあると言いますが、都会には集中することでしょうし、民間の医療技術の充実した高名な病院には殊さら集中することだと思います。しかし、地方の病院、特に自治体病院の医師不足はどこも深刻で、医師確保は綱渡り状態にあるわけであります。特別委員会においていろいろな医師確保対策について説明されてはおりますが、特別委員会も4月で閉じることになっておりますので、今次定例会の場において改めて医師確保の先の見通しについてとその対策について伺っておきたいと思っております。

③、入院病棟改築の可能性についてであります。入院病棟については、20年以上も前からトイレの男女共同使用問題を中心に改築が叫ばれていたのがありますが、病院事業会計の慢性的赤字状況から今日に至っております。これまでに私も含め幾多の同僚議員から問題提起されてきましたが、一定程度の補

修はなされたものの、いまだに根本的な解決には至っておりません。市立病院の健全化計画には医師確保を最大の条件としながらも、今後の見通しの中に少なからず明るさが見えてきたようではありますが、そんな折消防庁舎の建てかえ問題等も浮上してまいりました。特に電波のデジタル化に伴う機器類の整備も含め建築期限が迫ってきているようでもあり、病棟の改築よりも優先されるかにも聞いております。そのような状況のもとではいつになったら病棟の改築が実施されるのか、市民にとっては不安と不満が募ります。中長期財政の見通しを立てたときに病棟改築についてどのように考えているのか、その可能性や改築時期、規模、建築費用面等について改めて伺いたいと思います。入院病棟改築時期の決定は、市立病院の維持、存続のあかしとなることでもあります。ほかの答弁と重複するところもあるとは思いますが、私の任期が満了するに当たって、この場で再確認しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大綱3、市職員の処遇回復についてであります。

①、回復見通しの時期について。市職員の皆さん方は、平成19年より赤平市財政健全化計画のもとに各種手当はもとより基本給や期末、勤勉手当まで大幅に削減され、その上早期退職や諸条件の低下など劣悪な条件のもとで長年耐え忍んできたわけでありませぬ。平成23年度予算編成に先立っての春闘条件交渉では、改めて22年度の削減率を継続することとなり、中空知管内では最も高い削減率となっているところでございます。加えて人事院勧告により住居手当の段階的削減までが追い打ちをかけております。市民の皆さんにも各種負担を継続してもらっていることから、職員の処遇回復については大変難しい面があることは十分承知しているところでございます。しかしながら、多くの市民からも職員の給料を一日も早く戻してやってほしいとの声は理事者自身も住民懇談会などを通して聞いています。23年度については、予算措置の関係もあり、やむを得ないこととは思いますが、いつまでもこのままで据え置

くのはいかがなものかと考えます。余り長期に賃金カットが続くと、生活苦の中で職員の間にも不満が大きくなり、市民へのサービス低下につながりかねないとの危惧する部分もあるところでございます。今後の病院経営健全化計画の遂行と職員の処遇回復に向けて、理事者としてどのようにお考えなのか。いつの時点で諸条件が回復されるのか、その見直し等について伺いたします。

大綱4、民間空き住宅増加への対応についてであります。①、行政としての相談、指導について。冬になりますと、人が住んでいない空き家は特に目立ちます。そして、毎年必ずといっていいほどどこかの空き家が雪の重さに耐えかねて倒壊しているのを見受けられます。これからは、ますます進む高齢化とともに、また人口減少とともにさらに空き家がふえてくることでしょう。亡くなられる方、子供のいるところへ移転するお年寄りなど、いろいろな理由で当市を離れる方が出てまいります。そして、古くて使い物にならない、中古で売りたいけれども、売れない、そんな事情で将来民間の空き家は確実にふえてくることでしょう。空き家の処分に困っている人もいることでしょうし、倒壊については危険でもあり、近所迷惑な話ではあります。逆に程度のいい中古住宅を希望する人も出てくることもあると思います。中古住宅の雪害による危険性、売買や処分等についての相談や指導について行政側に相談コーナーなどを設けて対応したらいかがなことかと思いません。場合によってはNPOなどに委託して、民間の情報のもとで対応することも可能だと思えます。いかがなことでしょうか。このことについて行政としての考え方があれば伺いたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱1、第5次赤平市総合計画における人口減少対策について、①、企業誘致対策についてお答えいたします。

内閣府が本年2月に発表した月例経済報告により、景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足

踏み状態を脱出しつつある。ただし、失業率が高水準であるなど依然として厳しい状況にあるということから、全国的には一時持ち直しがあるものの、最近では中東情勢の不安による原油価格の高騰、あるいは小麦の値上げなどにより今後の物価の値上げなど想定され、消費の落ち込みなども懸念されているところであります。こうしたまだ続く厳しい経済状況の中、空知産炭地域総合発展基金によります進出企業や地場企業の新たな取り組みに対し支援する制度を平成19年から創設し、積極的に支援してきたところがございます。その結果、多くの企業においてこれまでにないと言われた特に苦しい経営状況を乗り切っていただいたことから、地域経済の発展と雇用の確保に努めたところであります。

さて、既存工業団地における活用について、経営統合や廃業などにより現在使用されていない区画もがございます。しかしながら、それぞれ所有者がおり、また第2工業団地においては平成20年7月に完売している現状にありますことから、現段階では新たに活用できる工業用地はございません。

また、駅裏の土地利用の構想については、現在ズリ山階段を中心に本市の貴重な炭鉱資産を後世に伝えていくことも重要ととらえておりますことから、当市と道、民間団体と協議してフットパスマップと看板を作成したところであります。当市の産業構造を支えてきた炭鉱遺産や産業遺産を後世に保存、継承していく考えはありますが、今後の駅裏活用について市民の皆さんと協議することも必要であると考えております。

また、現在の厳しい経済状況において企業を誘致するということが大変なことと実感しておりますことから、現在市が工業用地として所有している土地がなく、現段階で無償提供は難しいと考えております。しかしながら、人口減に歯どめをかけるためにも新たな企業が立地しやすい条件の整備につきましては今後の重要な課題ととらえておりますことから、検討しなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 次に、②、町なか住宅の推進についてお答えさせていただきます。

文化会館跡地や雇用促進住宅用地等を利用した町なか住宅の建設につきましては、文化会館跡地については老朽化が著しいことから産炭地基金を活用し、今年度除却の予定であります。雇用促進住宅大町宿舎につきましては、譲渡等協議を開始した時点では既存入居者の受け入れ先の確保や立地条件がよいことなどから宿舎の有効活用を検討しておりましたが、その後退去期限が平成26年11月30日以降となり、譲渡協議においては一括購入等条件に開きがありましたことから、社会情勢の変化等今後の状況を見ることとし、協議は当面見送ることとなっております。現在大町宿舎の入居戸数は協議時より減少しておりますので、今後新たな提案も予想されますが、現時点では雇用促進住宅の活用に関しては未定の状況にあります。文化会館除却跡地等につきましては、現在は未定である雇用促進住宅の活用を含め隣接した総合体育館、市民プールやコミュニティ広場などとの一体的な活用や消防庁舎建設、また市中心部と立地条件もよいことから、そのほかどのような有効活用があるか検討をしているところであります。

また、赤間地区にあります旭団地につきましては、建設後40年以上が経過しており、現在の入居率も36%と共同浴場の運営も苦慮している状況にもあり、赤平市公営住宅等長寿命化計画においては茂尻第一団地の完了後、吉野団地等の集約再編による建てかえを計画しておりますので、それに伴い団地の廃止を予定しており、除却後の跡地有効活用も他の市有地同様に検討していかねばならないものと考えております。

これまで進めております公的住宅の整備につきましては、住宅マスタープランなどに基づき、ふるなし住宅解消等住環境の改善に向けて団地の集約、戸数の縮減を目指した建てかえを計画的に行っており、町なか公住等の公的住宅の新たな建設につきまして

は、建替事業を早期に進めなければならない現状や現在の財政状況から難しいものと思われませんが、現在行っている病院看護師宿舎の条件つき企業への貸し出しなど、既存の市有施設の有効活用など今後の利用状況を見ながら検討してまいります。また、本市の特徴として、産炭地特有の公的住宅の占める割合が多く、反面民間賃貸住宅が少ないことも公営住宅等に入居できない方々の住宅の確保が困難な要因でもありますので、市有地活用による民間賃貸住宅建設等に対して一定の条件を設け、土地売買に関して優遇措置を設けるなど、民間住宅建設促進による移住、定住策も検討してまいります。

優遇措置を設けた公営住宅の提供につきましては、公営住宅は住宅に困窮する低所得者に対し供給されるもので、入居基準等が公営住宅法等において厳格に定められており、公営住宅への他市町からの転居者への優先的な配慮はできないこととなっております。しかし、昨年閣議決定された地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案において、公営住宅制度に関して政令で規定した基準以下であれば入居収入の基準は事業主体が条例で定める等が決定されておりますので、これまで収入超過により入居できなかった世帯の入居も可能となりますので、今後の法改正の動向やそれに基づく道営住宅の対応など、状況を見ながら検討してまいります。

住環境の整備は、産業振興、少子化対策と同様人口減少への対策として大変な重要な役割を担っておりますので、住みやすい環境整備に向けどのような方策があるか検討を重ねてまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（伊藤嘉悦君） 大綱1、第5次赤平市総合計画における人口減対策について、③、子育て支援対策についてお答えいたします。

第5次赤平市総合計画には、基本計画に安心して子供を産み育てられる環境づくりとして子育て家庭への支援、母子保健の推進、児童の健全育成、母子、寡婦、父子の福祉の充実の4項目を掲げております。

子育て家庭への支援では、子供たちが心身ともに健やかに生まれ育つために保育環境の充実として低年齢児保育、一時保育や延長保育など多様な保育サービスの充実に努めております。子育て支援の充実として、子育て支援センターでは子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談や情報提供に努めております。また、新年度から発達障害に対応するため人的配置を整備いたします。

母子保健の推進として、安心して子供を産み育てられる環境を整えるとともに、乳幼児からの健康づくりの意識と活動をはぐくむため、新生児訪問事業、乳幼児健診事業や歯科相談、栄養相談などを実施しております。

児童の健全育成として、児童の虐待等を防ぐための要保護児童対策や放課後等に児童が安心できる居場所を確保するための放課後児童健全育成事業を実施してまいります。また、平成22年度から赤平市次世代育成対策地域行動計画後期計画を策定し、次代の担い手である子供たちの健やかな成長のため、次世代育成の支援をするため各種事業を推進してまいります。

いずれにしても、第5次赤平市総合計画のまちづくり重点プロジェクトの一つに少子化対策プロジェクトを設定しておりますことから、少子化対策につながるよう子育て支援を充実してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱2、市立赤平総合病院の維持、存続について、①、健全化対策と繰入金についてお答えいたします。

市立赤平総合病院を維持、存続させていくためには、経営の安定化と不良債務の解消が最優先であり、そのため経営健全化計画の達成が大前提となるとともに、赤平市にとっても最重要課題となっております。そこで、経営の安定化、健全化に向けて医療サービスの向上、経費の節減、病院自身が一層努力し

ながら不良債務の解消、資金不足比率の健全化を進めることが当面の目標となります。そのため議会にてご承認いただいた経営健全化計画の達成に向けて市からの安定的な繰り入れが必須条件となりますことから、これからも計画の範囲内で繰り入れを進めることにご理解いただき、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、②、医師確保対策の課題についてお答えいたします。当院において経営の安定化には医師の確保が急務であり、経営健全化を進めるに当たり、実行するためにも医師確保は最重要課題と認識しております。しかしながら、以前にも増して地方での医師不足の厳しさは深刻で、特に常勤医師の確保については大変難しい状況にあります。あわせて今後も退職を予定している医師がおりますことから、残された医師にかかる負担の増大も懸念される所です。今後引き続き北海道3医育大学からの医師派遣調整への依頼、初期臨床研修医の確保、北海道地域医療振興財団及び民間医師紹介会社からの情報提供に加え、引き続き赤平にゆかりのある医師の状況を把握し、そこから新たな人材の確保を目指して活動してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、③、入院病棟改築の可能性についてお答えいたします。現在ご承認いただいております経営健全化計画を遂行し、健全な病院経営の実現が最大の課題でありますことから、まずは経営の効率化を図り、持続可能な安定した経営の確保、不良債務の解消を最優先に進めるべきと認識しております。ご指摘のとおり病棟は築48年を迎え、近年上下水道など建物の根幹をなす部分の修繕が目立ってきており、その費用も年々増加しております。将来的には一般及び療養病棟に給食施設も考慮した病棟の改築が必要なことも十分認識しており、その有効な財源であります過疎債並びに病院事業債を活用するためにも一刻も早く財政健全化法からの脱却、つまり資金不足比率の改善、不良債務の解消という最優先課題をクリアし、病棟建設等についての諸課題

を含めた収支見直しを見きわめた上で早期に病棟改築の論議に入りたいと考えております。これからも利用者の皆様にはできる限りご不便をおかけすることのないよう対応に努めながら、経営の安定化に向けて一層努力してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 大綱3の市職員の処遇回復についての回復見通しの時期について申し上げたいと存じます。

職員の給与につきましては、ご承知のとおり病院の資金不足の改善のために適正な人員配置とともに給料を11%削減するなど、これらを病院経営健全化計画に盛り込みまして現在進めているところでありますが、平成23年度も本年度と同様の11%の削減としたところであります。この病院経営健全化計画の資金不足比率につきましては、平成23年度の予算内容から判断をいたしますと目標の20%を切りまして、平成24年度中には計画達成の報告を国に示すことができるのではないかと見込んでおります。したがって、今後の病院の経営の安定や市全体の会計の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。職員につきましては、この間早期退職による職員の減少や給料の減額など財政健全化に協力をいただいているところでもありますが、病院の経営健全化におきまして引き続き努力をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱4、民間空き住宅増加への対応について、①、行政としての相談、指導について申し上げます。

本年度空き家につきまして消防本部で調査いたしましたところ94軒確認し、そのうち17軒については建物の状況や周囲の状況により火災予防上危険でありますと判断し、建物所有者に通知書を送付したと

ころでございます。空き家は、個人や法人の財産に当たるため勝手に市が取り壊したり、保全したりすることはできないのが現状でございますが、あんしん住宅助成事業のPRはもちろん今般の消防からの通知を受けまして当市の市民相談を利用させていただいたケースもありましたようでございますから、そのほか何かしらの事情により家を売却したいが、だれに相談をしたらよいかわからない等含めまして当市の市民相談の利用や無料法律相談の活用を広報等を通じご案内していきたいというふうに考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 それでは、再質問させていただきます。

まず、人口減少対策についてであります。課長、工業用の土地がないから無償提供が難しいというふうに言われましたけれども、それは当たり前のことなのです。ないのに論議はできませんから。だから、土地があって無償提供、土地を造成して初めて無償提供の論議ができるわけでございます。私は、人口増を図るには企業誘致しかないですよ。そのためには、土地がなければ造成の必要がありますよ、そういうふうに言っているわけでありまして。

それから、現在の経済状況だけを言っているのではないのです。企業誘致は、団地造成も含めて5年、10年先、20年先を言っているわけでありまして。当面平成30年の目標人口数に合わせるための努力について私は言っているわけでありまして。昨日同僚議員から第5次総合計画における人口減少についての質問がありましたが、私は昨年総合計画2年目に減少率の甘さについて指摘しております。答弁は、平成30年までの目標を目指して達成させたいということでありまして、そうすると人口増には企業誘致しかないということを私なりに提起したつもりでございます。現存企業への支援は企業の安定ということにもなりますが、新しい企業の立地は人口増の即戦力になるのではとっているわけでございます。

現存企業の関係であります。さきの社会経済常任委員会においての報告がございまして、工業団地に6年の経過を経て新しく企業がスタートしたということでありまして、9人の雇用が生まれたということでありまして、これは一つの例でありますけれども、ですから私は工業団地の必要性と、これはあると言っているわけでありまして。本当に外から企業を連れてきたいと、こう思っているわけでありまして。それとも、総合計画3年目にして減少率を見直すつもりでいるのか。そうすると、その後の赤平はどうなるのかということになってくると思います。真剣に人口増対策を考えていただきたいと思います。企業誘致の考え方についても一度答弁いただきたいと思います。

それから、あわせて駅裏の再開発についてでありますけれども、市民に相談するということではありますが、広大な土地があります。777段の階段の右半分は工業用団地に、左半分は炭鉱遺産の用地としてすみ分けてもいいのではないかなど、私はこう思っています。将来的に考えたときに、先ほど建設課長のほうから話がございました。赤間の旭団地の話もありましたけれども、ずっと先になるかもしれないけれども、これも対象になるのではないかな、こんなふうに思っております。今後の土地の活用について再度あわせて伺いたいと思います。

それから、町なか住宅の推進についてでありますけれども、住宅政策として公営住宅は減らすという方針については理解いたします。今までも多いということ論議されていまして。しかし、今までの中で会社、企業ができて、高収入の人たちの入居基準が合わず、本人が希望したにもかかわらず移住できなかったケースも結構ありました。本当にそういう意味では当市にとっては大変な損失であったと思っております。昼間人口と夜間人口の差に問題があると思っております。昼間人口がはるかに多いということは、住宅政策がしっかりとしていれば人口そのものがふえることにつながってくると、私こう思っております。私は、民間に住宅を建てさせ、家賃の

半額補助をしても、人口が定着したなら大きなメリットがあると思っております。そこで、民間住宅建設促進による移住、定住政策について具体的な考え方があれば、少し話ありましたけれども、もう少し伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3番目の子育て支援対策については理解いたします。これで結構だと思います。

次、病院問題についてであります。①の健全化対策と繰入金の関係であります。不良債務の解消、資金不足比率の健全化のために一般会計からの安定的な繰り入れ、これが必須条件ということでは十分理解しているつもりでございます。しかし、今後において経営が悪化するごとに、計画的にと今言いました。計画的といいながらも多額の繰り入れを継続していくことは、バランスということから考えるといかがなことかなと一抹の不安をちょっと感じているところでございます。私は、病院の重要性は十分に理解しつつも、自治体が病院の下敷きになるのだけは絶対避けたいと、このように思っているから、このような質問にもなっているわけであります。計画どおりに健全化が進むことに期待しつつ、もう少し病院の経営状況の推移を見ながら、6月定例会以降でまた論議を深めていきたいと思っております。ことは選挙の年でもございますので、そういう意味では市民から信任を得て再度議場に戻ってきたときの課題として私も受けとめておきますので、答弁は要りません。

それから、②、医師確保対策については、これも理解するところでございます。ただ、医師の大量退職というような事態が発生すると経営健全化計画も論外ということになりますので、外部への医師確保と内部への慰留対策も含め、確かなる確保対策の推進をお願いするところでございます。これは要請といたします。

それから、③、病棟の改築問題についてであります。財政健全化法からの脱却が最優先とのことでございますので、理解はいたしました。ただ、入院

病棟の改築は本当に長年の市民の懸案事項でございますので、財政事情が許す限り優先的に実施をお願いするところでございます。お願いいたします。

大綱3、市職員の処遇の回復についてであります。考え方や見通しについては理解いたしました。平成23年度の決算見込みでは資金不足比率が目標の20%を切り、平成24年度中には計画の達成を国に報告ができるということでございますので、今後の健全化の安定を願い、早期の回復の可能性ということを信じております。また、当然でありますけれども、市民への還元もお願いするところでございます。

大綱4、民間空き住宅増加への対応についてであります。これについても理解するところであります。今後ストック住宅の活用もどんどんふえてくると思っておりますので、この活用についても順次検討していただきたいと思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 1点目の企業誘致対策について私のほうから再質問についてお答えをさせていただきます。

企業誘致が重要だということは、申し上げるまでもなく私も十分認識をしております。私も市職員在籍当時5年間企業誘致にかかわってまいりました。道内はもとより道外にも何回も企業誘致訪問、企業誘致活動をしてきた経験もございます。そして、私が担当した当時はちょうど住友の閉山時でありまして、加ト吉さんあるいはプレカット、この辺の立地についてお手伝いをさせていただきましたし、またちょうど第2工業団地の造成時でございました。造成の業務とともに今立地をいただいておりますオートパーツさん、さらに植松電機さん、この辺の業務にかかわってまいりました。そのほか立地には至りませんでしたが、私が5年間在籍した当時は正直言って今とかなり違います。問い合わせもございました。空き住宅の何か活用できる炭鉱地域ですから施設か何かとかなり情報もありました。しかし、率直に申し上げまして、重要課題であるということはそ

のとおりであります、非常に難しいというのももう申し上げるまでもないと思います。したがって、私どもとしては、企業誘致に決して手を抜いているわけではございませんし、今後も努力をしていきたいというふうに思います。

それと、土地の件であります、単純に無償提供できないという答弁させていただきましたが、現実申し上げますと市が持っている土地で無償提供できる土地はないということでございます。あるとすれば駅裏だけあります。第1、第2工業団地は市の所有地ではございません。当時の地域整備公団、今の中小企業機構でありますし、それもすべて売っておりますので、それぞれ所有者がおります。市がその土地を無償にするとかしないかというものでございませぬし、市が造成した茂尻工業団地、豊里工業団地もすべて完売でございます。したがって、今売れるのは駅裏だけと。ご承知のように都市計画上の用途地域という土地利用規制がございます。土地があいたら何でも工場が建てれるというものでございませぬして、工業地域、工業専用地域、準工業地域、ここであれば大体の製造業までは建てられますけれども、例えば住居地域、ここに工場を建てたいといってもこれは建てられませぬし、白地の地域であればいいのですが、これほとんど農業地域でございます。したがって、こういう都市計画上の土地利用規制もございませぬので、現状申し上げますと工業地域として今市が持っているのは駅裏だけということでございます。したがって、駅裏については土地利用についていろいろ意見もございませぬ。市長、また花植えようやという意見もございませぬし、私はかつて企業誘致を担当しているときに1回話がありました。あそこを立地させようとしてやった経過もございませぬが、当時ちょうど市民で検討会議やって一蹴されましたが、駅裏にそんな汚いもの要らないと言われたこともございませぬが、炭鉱遺産を含めて駅裏をどう活用していくのか、これは今後の検討課題でありますので、ここで今市有地でありますけれども、無償譲渡できますということは現段階で申し

上げることはございませぬ。

私どもが今企業誘致やって、しからばどこを紹介するのかということではあります、これは民間企業、住友さんが持っております住友鉱業所の跡地、あそこは工業地域であります。それと、豊里の幸町、あれも住友が持っている。あれは準工業地域でありますので、もし企業があればいつでも立地できる。ただし、貸していただく、借りていただくかなければならないと。そういう意味で私どもとしてはそういう企業にあつせんを依頼をするとか、そういうことは現状でもすぐできますので、そういうことで今私どもは企業誘致活動を行っておりますし、また工業団地等で立地している企業、あるいは撤退したところでもし使える可能性があるのであれば、そういうことにも市としては仲介をしたいという立場で今企業誘致活動をしているということではございませぬ。簡単に無償提供できないと一言で申し上げましたけれども、中にはそういう意味を含んでおりますので、現状では無償提供できる土地はございませぬというのにはそういう意味ではございませぬ。

しからば、造成したらいいのではないかというお話もございませぬ。これは、十分やはり慎重を期して検討しなければなりません。相当お金がかかります。第1、第2工業団地は先ほど申し上げた市で造成したものではございませぬ。水道、下水道、道路整備、照明、物すごくお金がかかります。今当てがないときに造成していいかどうか、この辺はやはり慎重を期すべきだというふうに思いますし、工業用地は必要ないということではございませぬが、単純に器だけを今すぐ用意できるかどうか、非常に私は厳しい。そういう面では現在利用可能な工業用地を民間所有地を含めて私は当面活用すべきだと、こんなことで対応すべきではないかなと思います。駅裏については、半分を工業団地、それも一つの案だと思います。含めてどのような意見出るかこれは早急に、今あのまま放置していますとまた雑草だらけになりますので、これについてはできるだけ早く跡地利用について市民の皆さん方のご意見もいただ

く機会もございますので、またいろいろご意見いただきたいと思ひます。

ちょっと答弁少し言葉足らずでありましたが、誘致は大事だということはひとつ私どもも十分認識しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 先ほどの質問の中に住宅政策をしっかりとやれば移住、定住等につながるというお話でございましたが、特に昼夜間人口の関係で昼間の人口が赤平市では多いということでおっしゃられたと思ひますが、昨日の答弁の中でも申し上げましたが、特に企業等を中心といたしまして、特に若い方々を中心にどういった条件で赤平市に移り住んでいただけないのか、これらを分析する必要があるということであるので本年夏までにそれらの課題整理をさせていただくということであるので、具体的な政策等につきましてはその結果をもって考えてまいりたいと思ひますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 先ほど現存のお医者さんが大量退職をしないようにということのお話がありましたので、お話しさせていただきたいのですが、内部への対策といたしまして現在のお医者さんの確保対策ということで現在いるお医者さんに対しても負担の軽減や環境の整備を考えております。それについては、新年度予算にも反映させていただいておりますので、この後の予算審議のときにお話をさせていただきたいというふうを考えます。しかしながら、一番の効果策としては、新たな医師の確保が一番だというふうに考えておりますので、市職員並びに市議会議員の皆様にもご協力をいただきながら、情報をお寄せいただき、医師確保の活動のほうにつなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願ひいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 それぞれの方から答弁いただきました。市長については、特に詳しく説明いただきましたので、理解いたしました。これからは駅裏開発については、選挙を経てからまた可能性があったら論議に加わりたいと思ひます。

私の質問これですべて終わります。この4年間、この議場におきまして市長を初め参与席の皆様方や、また議長を初め同僚議員の皆様方に民主クラブとして大変お世話になりましたことを谷田部議員ともども感謝申し上げます、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序5、1、空き家対策について、2、エゾ鹿対策について、議席番号5番、太田議員。

○5番（太田常美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大綱1、空き家対策についてお伺ひいたします。平成22年度の個人住宅の除却解体撤去工事は、あんしん住宅助成事業の老朽化住宅の解体と住宅のリフォームの一部助成ということで約7,000万くらいの経済効果があり、この事業に期待している市民や業者が数多くいると思ひます。まだこの事業の目的が広く内外に知られていないかもしれません。いただいた資料の中から改めてこの事業の目的を紹介させていただきます。この事業の目的は、住宅改修に要する費用の一部を助成することにより、住宅の安全性、耐久性、居住性の向上を図り、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、市内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ると明記されており、その他対象者、助成要件などが説明されておりましたが、見直し案などは特に気がきくもので、老朽住宅の除却の件などは市内在住要件を廃止していただいたことにより、所有者が赤平市以外に居住していてもよいということで、市内業者による住宅除却解体工事の受注はふえるものと期待しております。しかし、各事業所の

情報だけではなかなか老朽化された住宅の持ち主の所在がわからず、22年度の老朽化住宅の除却については今現在十数件にとどまっている状況であり、これについては行政のほうでも何らかの力をかすことができないものか。例えば市内で老朽化住宅があと何軒あるのか、また放置された住宅が何軒あるかなどを関連する課と連携調査して把握する。例えば固定資産税や家屋税の関係で空き家の状況がわかると思いますが、対象となる空き家及び老朽化した住宅であとどれくらいの軒数があるのか、さらに毎年家屋税の通知を送付している関係で当然赤平市以外に住む老朽化住宅の所有者もわかると思いますが、23年の4月から納税通知とともにこの赤平市以外に居住する人たちにもあんしん住宅助成事業の老朽化住宅除却の制度についての連絡を周知徹底する、すなわち市のほうから積極的に情報提供することなどは考えているのでしょうか。それらのことができたならば、この除却工事の部分がまだまだふえ、老朽化の解体工事の受注がふえ、市内業者や市内の経済効果も上がり、老朽化住宅を所有している市内外に住む家族からの発注が見込まれると思いますが、現時点では骨格予算でありますので、今後状況を見きわめながら6月以降の予算に計上できるか、これらについてお聞かせください。

大綱2、エゾシカ対策について。エゾシカ対策についてお伺いいたします。エゾシカ対策につきましては、12月の定例会で質問させていただきましたが、最近特にエゾシカによる被害が急増しており、全道的に注目されているところであります。現時点での赤平市でのエゾシカ駆除や被害についての状況をお伺いさせていただきます。推計64万頭が生息するとされるエゾシカに北海道の大地と人間が悲鳴を上げている。森が荒らされ、農林被害や自動車、鉄道の事故もとまらない。そして、北海道の自然そのものがエゾシカにより食べ尽くされてしまう勢いで繁殖しており、駆除のほうも道東では自衛隊のヘリで追い込みましたが、ヘリの音では驚かず、期待するほどの成果は上がらず、あくまでも人海作戦でなければ

エゾシカの捕獲には至らずと。2月27日の北海道新聞で北海道大学のエゾシカ保護管理検討会の座長で北大北方生物圏フィールド科学センターの齊藤隆教授は一刻も早く手を打たないと北海道の森林が食べ尽くされると警鐘を鳴らしておりました。その後、道庁や空知総合振興局の主催でエゾシカ対策講習会や検討委員会など何回開いたのか。また、これから対策委員会なり、協議会などが開かれる予定があるのかお聞かせください。

次に、赤平市の狩猟免許資格者についてお尋ねいたします。赤平市に在住している狩猟免許保持者の人たちは高齢化が進み、なかなか若い世代が赤平猟友会に資格を取り、入会をしてこない。道庁では、狩猟者登録者と公安委員会発行の銃所持許可者が1978年度には約2万人いたが、2009年度には8,368人まで減少と。深刻なハンター不足のため、道では試験会場20カ所から23カ所に拡大し、その結果受験者も急増してきていると。赤平市の中でも狩猟免許の取得者がふえているのか。どのような状態にあるのか赤平猟友会に赴き現場の意見など聞いているのかどうか。また、若い世代がなぜふえてこないのか、そのような情報も現場の猟友会のほうではどのように対応して、今後どう地元赤平猟友会を維持していくのか聞いていましたら教えてください。

狩猟免許を取得しても、中古の銃を購入するだけでも20万円ほどかかると言われております。それも若い世代が狩猟離れをする原因の一つに挙げられるのではないのでしょうか。平成23年度予算はまだ骨格予算でありますので、6月以降に助成金のことも含め、そのさまざまな対策や方法など考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱1、空き家対策についてお答えさせていただきます。

あんしん住宅助成事業につきましては、住宅改修費用の一部の助成により居住環境の向上と地域経済の活性化が図られるものとして、当面3カ年事業の

予定で昨年5月1日より実施しており、多くの方に利用いただきたく市広報やホームページにおいて制度について案内もいたしております。これまでの制度の利用状況につきましては、耐震補強工事が1件、リフォーム工事が32件、老朽住宅除却工事が10件あり、合計43件の助成件数、助成額の合計としては706万9,000円となり、工事費合計としては7,613万7,000円となっておりますので、同額の経済効果があったものと考えております。平成23年度は、より多くの方々に利用いただきたく、助成要件の所得制限と老朽住宅除却工事の市内在住要件を廃止しますので、住環境の向上と市内建設業を中心とする地域産業の振興に寄与するものと考えております。また、老朽住宅除却工事につきましては、昭和56年以前の住宅除却の推進により老朽住宅放置の解消、周辺地域の環境改善にもなり、平成21年度策定した赤平市耐震改修促進計画に基づく耐震化率向上にもつながるものと考えております。

市内業者に対する空き家等の情報についてでございますが、消防本部による昨年8月の調査では市街地において空き家は94軒を確認しておりますが、市内全域の状況として固定資産税などの関係で対象となる空き家及び老朽化した住宅の軒数につきましては、固定資産税は毎年1月1日に土地や家屋などを所有している人に課税されるもので、空き家となっても課税となりますことから、税務課においては空き家の把握は行っていなく、老朽化した住宅の判断についても経過年数、補修度合い、家屋の構造などさまざまな条件によって変わってくることから把握はできておりませんし、赤平市以外に住む老朽化住宅の所有者につきましても老朽化住宅の判断基準が定かでないことから軒数はお示しすることができない状況にあります。しかし、平成23年4月からは、納税通知とともに赤平市以外に居住する方々にあんしん住宅助成事業の老朽住宅除却工事についての案内など市のほうから積極的に情報提供することにつきましては、税務課での納税通知書送付の際には可能と思われまますので、今後協議してまいりた

いと考えております。

老朽住宅除却工事を含めたあんしん住宅助成事業につきましては、今後も多くの方々に利用いただくためにどのような方法があるか引き続き検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、エゾシカ対策について答弁させていただきます。

近年新聞、テレビなどでエゾシカによる被害や事故などが多く報道されているところでございます。最近では、個体数の激増で農林業被害が深刻化している道東では道と自衛隊が連携し、ヘリによる追い込みを行い、猟友会により捕獲する大規模な捕獲作戦が開始されました。初日は捕獲ゼロと終わったが、3日間の日程を終えた結果、目標頭数100頭を大きく下回る28頭にとどまり、全国で初めて自衛隊が協力した作戦として注目を浴びたところであります。当市の農林被害も拡大しているところであり、平成21年度被害額は水稻中心で394万円で、平成22年度においては503万8,000円と約100万円の増という聞き取り調査の結果となり、改めて認識したところであります。

こうした被害防止のため、地元猟友会による捕獲も行っており、平成19年度には45頭、平成20年度は42頭、平成21年度は25頭捕獲し、平成22年度には91頭のエゾシカが捕獲され、さらには農業者によるくくりわなや電気さくの設置をするなど自己防衛に努めているところであります。また、昨年の12月7日には空知地域エゾシカ対策連絡協議会が設置され、各市町村、関係機関、団体が集まり、1回目の情報提供や意見交換がされたところであります。また、当市においても3月1日にJAたきかわ、空知森林管理署、空知総合振興局森林室、赤歌警察署、地元猟友会、芦別森林組合など12団体で構成された赤平市鳥獣被害防止対策協議会が設立総会を行い、平成25年度までの鳥獣被害防止計画や対策事業などを説明するなど、関係機関との鳥獣被害防止を目標に連

携を図ったところであります。

先日の新聞によりますと、道議会予算特別委員会の中で本年度のエゾシカ有害捕獲頭数が1月末現在では前年度より8,000頭多い約4万4,000頭に上り、過去最高の頭数と報道されました。一方では、狩猟免許所持者が道内で昭和53年度の2万人が平成21年度には6,300人まで減少し、若い世代の加入が少なく、猟友会においても懸念材料であり、高齢化の問題や家族の理解、銃器の高額、法律の規制が年々厳しいことなどの原因が挙げられております。当市の狩猟免許所有者は、高齢や体調によりやめる人や、一方では新規に免許を取得する人が出てきており、平成20年度、20名、21年度においても20名、平成22年度も20名という平衡性ではありますが、平均年齢が59.7歳と高齢化が進み、将来も加入数の減少や長年の経験、体験など継承できないことが心配される場所ではありますが、広報による狩猟免許受験の掲載や会員に呼びかけなどの勧誘活動を行っております。

また、銃器の購入などの助成においては、必ずしもすべてが高額という理由ではなく、地元猟友会の意見を聞きながら対応を検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 太田議員。

○5番（太田常美君）〔登壇〕 ご答弁ありがとうございました。

空き家対策についてでございますが、今後春になりますと子供によるつけ火だとか、また変質者による幼い子供たちへのいたずら等もあり得ると。なければ一番いいのですけれども、今現在全国的にテレビのニュース等でそういう変質者による子供へのいたずらが、つい二、三日前のテレビ等でもニュースで出ておりましたけれども、そういった意味も込めまして、春になって雪が解けたならば行政のほうも、また町内とも力を合わせながらパトロールだとか、また監視のほうを十分やっていけたらなと思います。

以上、要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序6、1、国の2011年度国家予算案と地方政治について、2、住宅リフォーム制度について、3、公契約条例について、4、有害鳥獣問題について、議席番号4番、穴戸議員。

○4番（穴戸忠君）〔登壇〕 一般質問を行います。初めに、私4年間この期間、さらにまた12年間、市長を初め各課長さんや職員の皆様に大変お世話になりましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。

早速質問に入りたいと思います。大綱1、国の2011年度国家予算案問題と地方政治について。民主党政権がゼロから作成したもので、その基本姿勢を如実に反映するものとなっています。その最大の特徴は、財界、アメリカ優先という基本姿勢で、自民党と同じ立場に立っているという点にあるのではないかと思います。国民の暮らし応援には背を向ける一方で、法人税5%減税、証券優遇税制の2年間延長、大企業、大資産家を優遇する姿勢を鮮明にしております。軍事費は前年とほぼ同額、自公政権と同じ聖域であります。しかも、思いやり予算の5年間総額維持、米海兵隊のグアム移転経費の増額など、世界でも異常な米軍支援は一層拡充され、財界、アメリカ優先という2つの異常を完全に引き継ぐ予算となっているのではないかと思います。国の来年度予算案は、自民党と同じ道を進み、深刻な行き詰まりに直面していることを示しているのではないかと思います。民主党政権は、この行き詰まりを消費税増税やT P Pへの参加で突破しようとしています。これこそ国民の暮らし破壊、経済も財政も悪化させる危険な道ではないかと思います。

大企業の利益が回復する一方で、国民の暮らしは厳しさを増しています。とりわけ問題なのは賃金の下落傾向に歯どめがかからず、民間企業給与総額はピーク時の97年から12年間で総額30兆円、年収で平均61万円減少し、国税庁民間給与実態調査によるもの、特に08年から09年の1年は9兆円近い急激な落ち込みで、同調査に含まない公務員などを勘案すると10兆円で、これは国内総生産、GDPの2%に相

当する。巨大な規模のお金が国民の懐から失われる今、消費が冷え込むのは当然ではないかと思えます。2010年版厚生労働省の労働経済白書では、平均賃金の低下や格差の拡大により所得、消費の成長力が損なわれ、内需停滞の一因になったと分析しています。国税の法人税率30%、25.5%、国、地方合わせた実効税率40.69%、5%の減税、地方法人税引き下げの目的は、民主党の税制軽減、国際競争力の維持、国内産業の空洞化防止と雇用維持、国内への投資促進を掲げています。これは、日本経団連など財界主張そのまま、全く根拠のないものとなっています。峰崎直樹内閣官房参与は、11月初めの税調の全体会議で企業にキャッシュフロー、資金が入っても実は投資をしないで内部に留保し、ずっとたまっていく。これが200兆円もある。ここに今の日本経済が置かれている現状がある。だから、減税すれば投資に向かうという話は非常に疑問に思うと本音を吐露しています。現に一部大企業の幹部は、5%の減税で雇用をふやすことは簡単な話ではないなどとも言っています。この減税1兆5,000億円は、民間の信用調査機関の調査結果でも借入金の返済や内部留保に回すほうが多いとされているのではないかと思います。さらに、管首相の一に雇用、二に雇用、三に雇用、これは無理なことになるものではないかと思えます。全国地方の雇用状況は、貧困製造地帯化と言うべきものではないかと思えます。これが地方への不況に拍車をかけ、住民の暮らし貧困と自治体本来の福祉、医療、教育などにこれ以上のブレーキをかけてはならないと思います。法人税の穴埋め財源をどうするか流動的ではありますが、いずれにしても国民の負担増、地域主権の名による自治体負担増となることは明らかではないでしょうか。国民の懐を暖めてこそ住民と地方の貧困を抜け出す道ではないかと考えますが、ここで11年度地方財政計画の特徴と課題について、地方自治に対して大変厳しい財政状況になるものではないかと思えます。

歳入では、地方交付税は臨時財政対策債の増減を見ると24兆6,004億円、11年度計画では実績交付税

は23兆5,327億円で、前年比マイナス1兆677億円で。地方税関係が1兆1,519億円増額、地方特例交付金45億円の増の一方で、地方交付金の振りかえ制度である臨時財政対策債は1兆5,476億円の減少です。これらの5つの費目の合計一般財源で887億円の増ですが、不交付団体700億円を差し引くと187億円にとどまっています。これに対して一般行政経費は前年比1兆3,895億円増ですが、生活保護、子ども手当、障害者、介護、高齢者医療など社会保障関係費の自然増が反映しています。この大幅伸びの一方、給与関係費4,170億円の減、投資的経費、公共事業6,042億円の減だけでも1兆212億円の大幅削減で、全体の地方一般歳出、公債費、既発の地方債の返済などを除く、5,024億円に抑える規模となっています。なぜこうした全体像になっているのか。主権財界、アメリカ言いなりから主権在民に切りかえることが必要ではないでしょうか。歳入、地方交付税総額を0.5兆円増額とありますが、前年比1兆677億円の大幅減少は今回地方交付税増額になり、臨時財政対策債が減少したのは国税の一定の回復による法定率分の増加が大きな要因ではないかと思えます。歳出の11年度地方財政計画では、社会保障関係費の自然増が大幅である一方、国の財源不足への帳じり合わせで歳出の抑制がそれに見合う削減がこれまで以上に行われています。社会保障費の大幅自然増とそれに見合う削減として地方交付税も4,799億円の増、一般財源総額の確保187億円増が本来の必要である支出を賄うに十分なのかどうかであります。

11年度地方財政計画の特徴は、歳入は地方税2.8%増、地方交付税2.8%増、しかし一般地方債も減、特に臨時財政対策債は20%減などにより82兆5,000億円、うち一般財源は59兆円、前年比で0.1%増と微増であります。うち水準超過費、東京都を除くと0.0%と前年度と同額です。政府は充実をしたと言いますが、かなりの抑制であります。歳出で見ると、地域活性化・雇用等対策費2,000億円増、社会保障、自然増8,000億円が増因だが、減因は地方で給与5,000億円、追加事業と地方再生対策費でおのおの1,00

0億円、投資的経費6,000億円の減であります。地方交付税はふえるのかについては、歳出規模を約8,000億円カットしており、相当の抑制があります。交付税は、水準超過を除くと100億円の微増であり、交付税増は期待できないのではないかと思います。

当市の予算案歳入合計では83億2,056万2,000円、前年比3億9,315万1,000円、市税、地方譲与税の減少、国保支出金6,700万1,000円などの減、市債も5億5,405万4,000円の減、地方交付税は若干増となっていますが、歳出では労働費4,486万円、農林水産業費2,075万円の減、土木費1億4,722万円の減、職員給与費3億2,022万9,000円の減、民生費増は自然増の義務的なものではないかと思います。前年比3億9,315万1,000円減ですが、何もできない厳しい予算になるのではないかと。しかし、地方自治体の仕事の基本は福祉ではないでしょう。住民の命、暮らしを守る予算となることが必要ですが、医療、介護、福祉、教育、中小企業などの予算を守り、拡充することが大事ではないかと思います。地方交付税予算が大幅に削減されても、この基本は守ることが大事ではないかと思います。これは、当市と住民の責任問題ではないものであります。さきに述べた大金持ち優遇税制、アメリカへの思いやり軍事予算をやめて、国民に負担増の逆立ちが問題であり、国民が主人公の予算とすることを道、国に要望することが必要ではないかと思います。ご見解とお考えをお伺いいたします。

大綱2、住宅リフォーム制度について。当市は、22年度目標50件、43件の申請で7,000万の経済波及効果だとしていますが、商工事業者などの活性化や税収の好転の兆しが見えるのか。芦別などでは5億円経済効果といい、丸が1つ違うのではないかと。23年度までの事業の制度ですが、公募を競って申請する他市町、特に徳島県石井町では2次、3次の経済波及効果が見込まれ、継続実施するとしています。この町で予算2,000万円、100件を目指すとしていることと比較すると、近隣他市町と同程度の事業としているが、市内中小企業不況判

断に甘さがあり、計画に隔たりがあるのではないかと思います。一部改善することではありますが、建設業協会に委託して、この事業が適正、公正でまちの良質な事業と活性化につながるのかお伺いいたします。

岩手県宮古市では経済効果4倍、市広報の表紙に喜びの写真を掲載して報道しています。市民の持ち家20万円以上の工事に10万円の補助、住居部分の細かい修繕でも合わせて20万円でも可能、市内の業者は申請手続も監査もしています。今日では全国180自治体に拡大しています。当市の暮らしに役立つ積極的施策として住宅リフォームについてこの際以下の提案をいたします。1、内容のさらなる充実と必要な場合将来継続を検討すること。2、条件を大幅に勘案して、周知徹底、申請手続を簡素化すること。3、委託事業の適正、公正な監査機能の充実強化すること。4、地元業者中心の事業で、関係業者が潤い、活性化のまちづくりを目指すこと。5、道に対して助成制度を強く要請すること、以上についてご見解をお伺いしたいと思います。

大綱3、公契約条例について、1、公契約による公共事業賃金について。公契約条例、法とは、簡単に言うと公共事業の現場で働くすべての労働者に対して、熟練労働者を基準としたもの、賃金の最低基準額を条例により保障するという考えです。国際的にはILO、国際労働機関により条約が採択されており、当たり前の考え方だと言えますが、日本はこの条約を批准しておりません。全建総連が1960年に結成し、当初からILO94の条約の批准を国にさせようと訴えてきました。その訴えを通じて、いわゆる公共の契約で働く人たちの賃金水準を確保しようとする考えがありました。しかし、条約を批准するという取り組みを十分に運動化できなかったという経緯があります。その後1990年代にバブルがはじけて以来、建設労働者の賃金水準が下落する中で賃金を確保しようとする動きがスタートしました。その段階で、公契約法の試案、公契約条例の試案を策定し、国や地方公共団体に制定させようとして取り組んで

きました。全建総連における具体的な公契約運動取り組みの始まりは、全建総連がその要綱試案を作成した1994年にさかのぼります。厳しい不況を背景として、建設産業における賃金、下請単価の切り下げが吹き荒れる中、仲間からの切実な要求に基づいたものであり、現場労働者に適正な賃金を確保するための運動の主軸として位置づけられたものでないかと思えます。

2つ目には、入札改革と自治体公契約条例で社会的価値の実現と公正な労働基準の確立について。地方自治法では、自治体が物品やサービス、請負などの契約をする際には、1、一般競争入札、2、指名競争入札、3、随意契約、4、競り売りとの4つの方法が定められています。一般的には指名競争入札と随意契約が多く用いられています。1つには、入札改革、自治体公契約の制定は市場万能主義的改革に対抗し、公共サービスの質を高め、労働者の賃金、労働条件を改善するものであります。入札の低価格競争が不安定雇用と低賃金労働者を生み出していることではないかと思えます。現在の入札制度は、可能な限り安い価格で調整を行うことで税金の無駄をなくすという考え方に基づいたものですが、価格という単一要素で業者を選ぶ手法が談合や公正労働に関する問題を生じさせているのではないかと思えます。談合としては、公共工事、物品購入での業者との癒着、口きき、自治体関連ではごみの焼却工場などでの事件、ダンピング、不法販売、ごみ収集、運搬、処理、施設管理、庁舎、ビルメンテナンス、給食調理、コンピューター管理などの労務提供、また請負で発生。委託の目的がコストの削減にあるため、安い価格を提示した業者に委託することにより低価格競争が激しくなっています。最終的には労働者の労働条件の劣悪化につながっていったのではないかと思えます。入札改革で公正労働基準の導入を進めるために委託費の積算基準の確立、同一価値労働同一賃金の原則、同職種公務員が基本とすることではないかと思えます。

さらに、最低制限価格制度の導入と適正な最低価

格の設定について、予定価格に一定率を乗じて最低制限価格をあらかじめ設定し、それを下回った価格を無効とする制度、2002年3月、地方自治法施行令改正により労務提供型の委託契約にも最低制限価格制度を適用できるようになりましたが、実行されているかどうかお伺いしたいと思います。

低入札価格調査制度、この制度も2002年3月地方自治法施行令改正分、最低制限価格制度とは異なり、あらかじめ設定した低入札価格調査ラインを下回っても無効とせず、その額で契約の履行確保が可能かを調査する制度であります。また、労働関係法令を遵守する誓約をとることが可能、違反した場合は契約解除可能としています。

3つ目には、価格入札から政策入札について。総合評価入札制度は、価格だけで入札を決定するのではなく、価格以外の要素である公正労働基準、環境への配慮、障害者の法定雇用率、男女平等参画の取り組みを含めて総合的に評価し、発注者に最も有利なものを落札者とする方式です。自治省が1999年2月、地方自治法施行令改正で一般競争入札が可能になったことですが、どのようになっているのか。政策入札の実現は、自治体には環境や福祉、男女平等参画、公正労働基準などの社会的価値の実現を図る責務があります。このような政策を実現する上で、公契約入札を希望する企業にも社会的価値の実現に向けた取り組みを求めることが必要ではないかと思えます。従来の価格入札を社会的価格の実現を図るために政策入札に転換していくためには、自治体が地方政府としてどのような社会的価値を実現するかを基本条例で宣言することが必要ではないかと思えます。

4つには、生活できる賃金の保障について。自治体最賃の水準の設定基準、これが必要です。入札の価格競争が労働者の低賃金を生み出している。民間委託の場合最も低い札を入れた受託事業者が落札。受託の多くは労働力の提供、委託費の大半は本来人件費ではないかと思えます。しかし、現行の入札では物件費として扱われ、人件費ではないものではな

いかと思います。そのために入札価格が最賃を下回る金額でも落札という矛盾があるのではないかと。最低賃金法の賃金で、これでは生活できないことではないかと思っています。委託先労働者の賃金とこの最低ラインは、最低基準法に定められるこれは単身者向けに算出されたものではないかと思っています。子供を産み育てることができる水準になっているのかお伺いをするものです。

5、公契約条例案と実際の運用については、公契約条例案と運用の概要は、1つには自治体では公契約条例を制定することではないか。条例案では、基本理念を定め、条例案の基本理念では市及び事業者は市と事業者が結ぶ契約が環境、福祉、男女平等参画及び公正労働基準等の社会的価値の実現に向けて有効な手法であることを踏まえ、契約の締結及び履行に際し社会的価値の実現に努めなければならない。2つには、この条例とあわせて入札に関する具体的な落札基準を落札者決定ルールとして定めます。条例の基本に示した各項目ごとに具体的に決定するものです。さらに、市長、事業者の責務について、自治体の長が契約に関する権限を行使する際、考慮すべき事項を規定し、事業者についてはあらゆる機会にみずから社会的価値の実現に努めるとともに、自治体がとる社会的価値の実現手法に協力義務などを規定するもの。自治体の長が事業者に報告を求める権限を規定し、当該事業所にその求めに応じる努力義務を課します。

6つ目には、各市の取り組みの実例について。公共事業賃金、自治体が下支え、公契約条例広がる兆し、これは報道であります。道新のことしの1月の10日であります。千葉県野田市の管財課は、業者から負担増になったとの不満の声はありません。北海道七飯町労連の公契約条例制定を目指す取り組み、川崎市、国分寺市、多摩市、札幌市、函館市など検討、進行の様相であります。北海学園大学の川村雅則准教授、労働経済学、は税金の無駄遣いを防ぐために公共サービスは安さが追求されてきたが、賃金を上げることで質の向上につながり、市民にもプラ

スになると指摘しております。そこで、平成22年度赤平市労働基本調査報告書の臨時、パート賃金の時給について低いところで男子700円から女子696円、高いところで製造業の技術系男子1,000円、サービスの技術系女子988円、40事業所中700円台が14事業所、平均時給で男子は799円、年収191万7,600円、女子は768円で年収で184万3,200円。200万円以下の低所得者が大半ではないかと思っています。さらに、所得なしが住民全体の40%というもので、自治体もまちな貧困と衰退へ進むものになるのではないかと思っています。ここから脱皮するためにこの公契約条例は、安心、安全のまちづくり、行政の安定、良好な税収の確保につながるのではないかと思っています。先例に学び、条例制定の実現についてお考えをお伺いをいたします。

7つ目には、モデル条例案、これは資料をお渡ししてありますが、野田市公契約条例では地方公共団体の入札は一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたのでありますが、一方で低価格の問題によって下請事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされて、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。この状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは1つの自治体でできるものではありませんが、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識して、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であります。本市は、このような状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思っています。この決意のもとに、公契約にかかわる業務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上を図るためにこの条例を制定してまいります。社会的価値の実現に資するための自治体契約制度のあり方に関する基本条例についてのお考えをお伺いするものであります。

大綱4、有害鳥獣問題について。道は、先ほどの

ご答弁でもありましたけれども、64万頭のうち50%の削減目標として、駆除削減作戦が3月まで行われることではありますが、またシカのようにヒグマもふえると赤平市内のハンターから警告があります。道主管で十勝方面総勢300人のハンターや自衛隊が出動して28頭駆除したが、1頭当たり約900万円、1日1人賃金2万円、約6,000万円かかりました。3日間で1億8,000万円。世界遺産知床ではフェンスだけで6,000万円。囲いとせこによる駆除や当市内有害駆除は現在のハンターだけでは不可能だとしています。長く豊かな経験者が中心になって、自然界の動植物の生態バランスの検討こそ必要ではないかと思えます。市内のAハンターさんは、無駄な税金と無知の役所の考えだと訴えています。人への誤射事件は市内のハンターにも調査が来ているといいます。シカの足跡のない場所で散弾が車に誤射ともいいます。ハンターは全員地図、工事中などの注意事項書類を所持しているといいます。当市では有害鳥獣駆除に100万円近い支出があるのではないかと思います。当市は、どんな対策と展望を持っているのか。また、道、国にも提案していくことは必要ではないかと思えます。お考えをお伺いしたいと思います。

1つには、実際のハンターの皆さんに装備安全、危険などよく聞くこと。

2つ目には、シカの増加の要因は何か、ヒグマはどのくらいふえているのか、そしてどのくらいどうもうで賢いか。

3、道や市の委託によるシカの動向調査をしても皆逃げてしまい、休眠場所の雪の跡の確認のみといい、これでいいものか。

4つ目には、当市内ではヒグマの出没が頻繁ですが、ハンター希望者が道内でふえていますけれども、豊かな経験者の指導と人間と動物生態との共生などについて市民との理解共有のために講演会などを開催してはどうか。

5、シカとクマの出没は頻繁になっていますけれども、立て看板だけではなく、地域での説明会の開

催の必要があるのではないか。お考えをお伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱1、国の2011年度国家予算案問題と地方政治についてお答えさせていただきます。

国の平成23年度予算は、政権交代後新政権がゼロから取り組む最初の本予算であり、元気な日本復活特別枠による配分も含め、新成長戦略を着実に実施するとともに、中期財政フレームに基づく予算編成を行った結果、財政規律も堅持したとしております。予算案は、現在国において審議中ではありますが、報道によれば赤字国債発行法案や子ども手当法案などの関連法案について年度内成立の見通しが立っており、国民生活や地方財政への影響が大変懸念される所であり、さらに、平成23年度の税制改正では法人実効税率の引き下げが見込まれ、地方税収の減少が懸念される所ではありますが、地方の税収に影響を与えないよう配慮すると言われておりますし、さまざまなご意見があるようですが、税率引き下げの効果として企業の投資の拡大や雇用の創出につながることを期待しております。

一方、当市の税収は毎年減少を続け、平成23年度予算でも特に個人市民税が減少しておりますが、骨格予算とはいえ約7億円の建設事業費を確保し、また子宮頸がんワクチンを初めとした任意の予防接種費用やがん検診費用など市民負担の軽減も図った所であり、長引く景気低迷下の地方にとりましては、このような対策を行ってもまだまだ十分とは言えない状況でありまして、国は地域主権改革に沿った財源の充実を図るため地方交付税に地域活性化・雇用等対策費を創設し、平成25年度まで3年間は継続するとされていることから、こうした財源等を活用しながら、さらなる地域活性化策を検討してまいらなければならないと考えておりますし、また国の中期フレームが示す地方の一般財源の総額については、平成22年度の水準を下回らないよう実質的

に同水準を確保することについては特にぶれることなく実行していただくなど、必要に応じて国や道に対して要望してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 大綱2、住宅リフォーム制度についてお答えさせていただきます。

あんしん住宅助成事業につきましては、当面3カ年事業として昨年5月1日より実施をしております。これまでの利用状況につきましては当初予定をしております50件には及びませんでした。合計43件の助成件数があり、助成額合計としましては706万9,000円、経済効果としては7,613万7,000円があったものと考えております。このような制度につきましては、近隣市町においても実施をしておりますが、住宅の耐震改修や居住性の向上、また経済対策に重点を置いたものや国の補助金等活用の有無により助成内容等が異なる部分もございます。本市の制度につきましては、他市町に余り例のない老朽住宅除却工事にも助成を広げていることから、耐震化の促進や建築業者だけではなく、土木業者にも受注機会が設けられているのが特徴となっております。また、各市町の制度の開始時期も異なることから、先行して実施したところは累計として5億円程度の経済効果が発生しているところもございます。

今年度の助成状況等から、平成23年度は利用者の増加を図るため所得制限と老朽住宅除却工事の市内在住者要件について廃止をいたしますが、助成要件等の見直しの際には助成額等の拡大についても検討いたしました。本市の制度は住宅の安全性と居住性の向上を主な目的としており、現行の助成率は同様な制度を実施しております他市町との比較、あるいは個人資産に対する助成としましても妥当なものと考えておりますことから、まずは制度の助成要件を緩和することが利用者の増加につながり、住環境の向上や建設業等の地域産業の活性化に寄与するものと考えております。

ご提案の中の申請受け付け等に関する事項につきましては、この制度の申請受け付けは住宅相談や情報の提供等建設産業の振興も考慮した中で地元建設業協会で行っていただいておりますが、私ども担当課でも内容は確認をしておりますので、適正な助成内容であると認識をいたしております。

また、申請手続の簡素化等につきましては、この制度の耐震補強工事及び除却工事に関しましては国の社会資本整備総合交付金が活用されておりますことから、申請書類等には必要最低限のものは添付していただかなければなりません。リフォーム等に関しましては検討できるものではないかと考えております。

そのほかのご提案につきましても、この制度は3カ年事業を予定しておりますが、今後の申請状況や利用者の要望など見直しの必要性があれば実情に即した見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱3、公契約条例について一括してお答えさせていただきます。

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大など改革が進められてきましたが、一方で行き過ぎた競争が行われ、いわゆるダンピング受注により工事の質の低下を招くだけでなく、下請企業、労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、社会問題となっております。このような状況もございまして、当市におきましては、公共工事の積算に使用する労務単価につきましてはご承知のとおり農林水産省及び国土交通省によります公共工事設計労務単価のうち北海道単価を公共工事の積算に用い、さらに入札時には工事費内訳書の提出をしていただき、平成20年度より労務提供型の委託契約には適用してございませんものの、予定価格が130万円以上の工事を制限つき一般競争入札の対象といたしまして、さらに1,000万円以上の工事につきましては最低制限価格を設けて入札を執行しているところでございます。

しかし、お話のとおり千葉県野田市や川崎市にお

いては公契約条例が制定され、さらに当市におきましてもさきの議会では公契約法の早期制定を求める意見書が採択されたところで、その趣旨は十分理解しておりますが、当市といたしましては今のところ公契約条例をすぐに制定するまでには至りませんものの、公契約法の制定等国の動向や各市の状況などを注視していくことはもちろん、品質を高めるための新しい技術やノウハウ、地域貢献度など価格に加えて価格以外の要素を含め総合的に評価するといったします総合評価方式につきまして北海道の実施状況や他市の導入状況などを参考としながら、その導入の可能性について研さんしてまいりたいと思っておりますし、引き続き国からの下請契約における代金支払いの適正化等の通知を踏まえまして、受注業者に対し関係法令の遵守と適正な下請契約を行うよう指導の徹底を図るとともに、あわせて地元中小業者の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱4、有害鳥獣問題について答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、エゾシカの生息数増加によって農林業被害が拡大しているところであり、対応に苦慮しているところでもあります。当市におきましても農業被害だけで見ますと、平成21年度に比べ今年度は約100万円の被害額の増と調査結果が出ており、この状況を踏まえ、赤平市鳥獣被害防止対策協議会による情報交換や防止対策に連携を図っていき、昨年から行っているところです。越冬生息調査のデータに基づき、農林業被害の防止に努めているところでもあります。また、被害防止対策としては、くくりわな、アライグマの箱わなを市の平成23年度予算に計上するとともに、電気さくの約25キロを国に要望しているところでもあります。

一方では、ヒグマも都市近郊や市街地、集落周辺にも出没する傾向があり、目撃情報や事故などが新

聞、テレビなどで報道されているところでもありません。道の報告によりますと、平成21年度は766件、平成22年度には837件の出没目撃数となっており、当市においては平成21年度、2件、平成22年度、6件、4件の増となっております。ヒグマの生態は、耳や鼻の感覚はとても敏感で、目は余りよくなく、身体能力はすぐれており、時速50キロ程度の速さで走ることもできます。また、山の実のなりに左右され、豊作であれば出生率が高いとされており、2月ごろには多くの子グマが生まれると考えられ、冬眠から覚めて活動を始め、一般的な子連れヒグマの母親は行動が制約されることから行動的で危険性が高いとされており、山の実のなりの不作になった場合はえさを求めて相乗的に人家周辺などへの出没が多く予想され、これにより人身事故も懸念されているところでもあります。また、全国では145件の人身事故も起きており、主に山菜とりが多く、道内では3件で、うち2件の死亡事故が発生しております。

いずれにしても、エゾシカとヒグマは年々ふえており、温暖化により積雪の減少やハンターの高齢化、天敵の不在が原因とされております。当市においては、地元猟友会とともに鳥獣被害防止に努めているところであり、エゾシカによる農業被害情報やヒグマの目撃情報など巡回やパトロール、注意看板の設置、広報による掲載を行い、市民生活の安心、安全のため取り組んでいるところでもあります。今後は、講演会、地域説明会につきましては今のところ考えてありませんが、動物の生態、山に入る心得、鳥獣被害防止対策、出没マップ、知識など広報やホームページに登載するなど情報提供を検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸議員。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕 一通り答弁いただきました。

リフォームの問題については、まだまだ全国的なものになっていませんけれども、県単位で助成を始

めるというところも出ています。北海道においてもやはり助成制度を強く要請する、この気持ちをしっかりと当市は考える必要があると思いますが、これについてもやっぱりお願いをしておきたいと思えます。

さらに、有害駆除の問題で、ホームページ等々で知らせるとありますが、高齢者のまち、パソコンなどホームページを開いて見る、それだけ理解するのは難しいです。ハンターの専門家の方が私にいつも訴えています。シカの生態、ヒグマの生態、特にヒグマは猛獣で、人間に対しても極めて敏感で、後ろから襲いかかるといふ、そういうものだ、こういうふうに出ております。そしてまた、ヒグマはシカのようにふえると、こういうふうに出ております。ですから、ひとつ今そういう状況にあるということを知民に知らせること、知ってもらふこと。それから、動植物の生態の共存といふか、共生、これをやっぱり理解して、専門家の意見を聞く。道にもそういう提案をしていく、このことは大事でないかと思えます。そしてまた、出没する地域での住民説明会など、これは絶対必要だと思えます。まだわからないでいます、クマの生態、シカの生態が。そういうことを要望しておきたいと思えます。

また、公契約の問題でそれぞれお話ししましたが、先ほどもお話ししましたが、この賃金で生活をしていけるのか、子供を産み育てることできるのかと考えると極めて低い賃金になっております。安い入札で満足するのではなくて、社会的な価値も含めてしっかりとした体制、対応も公契約の立場に立った考え方が必要だと思えます。

それで、公契約の問題では公契約条例のモデルもあります。この条例に学びながら、さきの趣旨に従って、これは他の地域の問題ではありません。当市の問題として、高尾市長、検討を始める、このことが大事ではないかと思えますが、市長のお考えもお聞きしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 特に厳しい経済状況、低賃金のお話でしたが、これは市とその契約をする業務だけではなくて、総体的に今日の経済状況があらゆるところに厳しさを増しているのだろうと。市の職員もご承知のように11%減であります。私は、職員給与を含めて決してこれがいいというふうに出ておりませんし、賃金も適正に支払う、民間の給料もしっかり払っていただく、このことがやはり地域経済をしっかり守る基本だと思っておりますので、行革ですから多少のことは我慢していただかなければなりません、私は決して好ましいことではありませんし、全体的に底上げというのは日本国内の経済、そして地域経済を支えるためにも大変重要なことと考えております。

そこで、公契約条例であります、私のほうにもいろいろと資料も別なサイドからもいただいておりますし、私もいろいろ見ておりますが、正直言ってみななかそう簡単にはいく話では、おっしゃっている意味はわかりますし、理想はそのとおりでございます。千葉県野田市の例も拝見しておりますし、北海道では七飯町だけが、これはどうも職員労働組合、本庁だけではなくて、社会福祉協議会だとか一部事務組合の組合結成をしているいろいろつくったようではありますが、そこが行政に提案して実現したという経過もあるようですが、それは働く方々の勤務条件の改善という発想からスタートされたものだと思いますが、こうした事例も私どもも把握はいたしておりますが、しかし一方では実施に当たってのさまざまな課題もございます。正直言って勉強不足でないわけではございませんので、私自身がしっかりとこの公契約条例というのはどういうものか、正直言って行政内部でも不勉強なことがたくさんございますので、これも含めて少し時間をかけて検討を要する事項だと思えます。決して必要でないということ私は思っておりません、しかし一方ではそれではすぐ導入できるかというのは課題がございますので、そこはひとつもう少し時間をかしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 穴戸議員。

○4番（穴戸忠君）〔登壇〕 課長さん、市長さんからも答弁いただきました。ありがとうございました。中身について一層予算審議の中で深めていきたいと思います。

一般質問等については、これで私の議員の立場からの仕事を大きな問題では終わりたいと思います。長いことお世話になりました。終わります。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日から17日までの6日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日から17日までの6日間休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に若山委員、副委員長に北市委員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時12分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)